

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月及び同年5月

私は、昭和52年2月末に会社を退職した後すぐに就職活動をしたが、1か月たっても再就職先が見付かりそうもないので、同年4月に妻が役場で国民年金の加入手続を行い、郵送されて来た納付書により役場でまとめて保険料を納付したはずである。自分の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和52年4月1日と記載されているので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和52年4月に申立人の国民年金加入手続を行ったはずであると述べているところ、オンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年6月1日とされているが、申立人の所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」として同年4月1日と記載されており、申立期間は国民年金の加入期間とされている。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立人の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、国民年金と併せて申立人の国民健康保険の加入手続も昭和52年4月に同時に行ったと述べているところ、申立人は同年同月1日に国民健康保険に加入していることも確認でき、その妻の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月及び同年7月

私は、昭和46年6月に会社を退職し国民年金の加入手続をした。長男が1、2歳の頃、申立期間の保険料が未納であるとの通知が届き、町役場へ行って納付したため、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月31日に申立人が申立期間当時居住していた町で払い出されたものであり、同日に発行された申立人の所持する国民年金手帳にも、国民年金被保険者資格の新規取得日は同年6月20日と記載されていることから、申立期間は当初から国民年金の加入期間とされていたと考えられる。

また、申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは、申立期間のみであり、かつ2か月と短期間である上、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、婚姻後の申立人の国民年金への加入は任意であったところ、申立人は昭和52年1月に任意加入していることから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の息子が1、2歳の頃（昭和52、3年頃）に、この当時居住した町の町役場から、「申立期間の保険料が未納であり、保険料の納付を町役場2階会議室で受け付ける。」との通知を受け取り、町役場に申立期間の保険料を納めに行ったと具体的に述べているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）と重なる上、同町役場では当時、役場に派遣されていた社会保険事務所（当時）の職員が特例納付保険料を受領していたとしていることから、申立人の主張する方法で保険料を納付することは可能

であったと考えられ、前述のとおり、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間に係る保険料を未納のままにしたとは考え難く、遡って納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年9月10日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月10日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間は兵隊に行った期間であり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D事業所（A事業所の後継事業所）が保管する退職者名簿に、申立人は昭和15年4月11日に入社し、52年3月10日に退職したことが記載されていることから、申立期間について、A事業所に在籍していたことが認められる。また、B県C部の保管する陸軍戦時名簿によれば、申立人は、昭和19年9月1日に陸軍に入営し、20年9月9日に除隊したことが確認でき、申立期間は、陸軍に召集されていた期間であることが確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認することができないが、当該期間は陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において申立人の厚生年金保険の被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者

としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であったとすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年 12 月 6 日法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

## 静岡厚生年金 事案 1634 (事案 1088 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年6月1日、資格喪失日に係る記録を33年3月1日に訂正(昭和33年3月1日以降の厚生年金保険の被保険者記録は農林共済年金に移管)し、申立期間の標準報酬月額が1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から33年3月1日まで

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間はB職として勤務していたので納得できない。同僚のB職の証言を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所が発刊した記念誌Cに掲載されている「過去在職職員」の一覧表の申立人に係る「昭和」欄には、「33年」と記録されており、申立人のオンライン記録に記載されている厚生年金保険の資格取得年の記録と一致していること、ii) A事業所の記念誌Cの編集に携わったとする職員は、「記念誌Cの「昭和」欄の年は、編纂時に保管されていた退職者の職員名簿及び社会保険関係書類において勤務の事実が確認できる年を記録した。」と証言したため、申立人の同僚に係る「昭和」欄についても調査したが、オンライン記録に記載されている厚生年金保険の資格取得年と一致していること、iii) 自分の記憶する勤務期間と厚生年金保険の期間の相違している者がいることについて、上述の職員は、「申立人の職種についての取扱いは分からないが、申立期間当時は、厚生年金保険に加入していない職員もいた。厚生年金保険に加入していない期間について、給与から厚生年金保険料を控除することは無いと思う。」と回答していること、iv) 申立人が提出したD

事業所（A事業所の合併後の事業所）の申立人の申立期間に係る在職証明書について、D事業所は、申立人の勤務期間とは異なる期間の在職証明書を発行し、D事業所のEは、「在職証明書を作成した職員は既に退職しているため、どのような経緯で証明書を発行したか不明である。記念誌Cしか資料が無いため、申立期間にどのような契約で勤務したか明らかでない。雇用契約が不明なため、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入する職員として勤務していたことを認めることはできない。」と回答していることから、既に当委員会の決定に基づく平成22年6月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、i) 申立人が、同僚B職の証言を新たな証拠として提出したため、確認したところ、複数の同僚B職から「申立人は、申立期間当時、A事業所の専従のB職として勤務していた。B職の者に試用期間は無い。」との証言を得たこと、ii) 複数の同僚B職は、申立事業所に就職した時期に厚生年金保険に加入したことが確認でき、上述の同僚のうち一人は、「申立人は自分と同様、A事業所の専従のB職であり、自分は就職と同時に厚生年金保険に加入している。B職は特別職であり、厚生年金保険の記録は必ずあるはず。」と証言していること、iii) 「申立人の職種についての取扱いは分からないが、申立期間当時は、厚生年金保険に加入していない職員もいた。厚生年金保険に加入していない期間について、給与から厚生年金保険料を控除することは無いと思う。」と回答した元職員が、「申立期間当時は担当していないので、申立期間当時のことは断言できない。」と証言内容を一部訂正したことから判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年3月のオンライン記録及び同僚のB職に係る標準報酬月額の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、不明と回答しているが、昭和32年6月1日にA事業所において被保険者資格を申立人が取得したとする届出や、その後に事業主が行う厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は33年3月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月1日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和49年3月からA事業所で継続して勤務しており、申立期間は、同事業所B支店へ転勤した時期であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された申立人に係る在籍証明書及び当該事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（A事業所本社から同事業所B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上述の在籍証明書において、A事業所本社から同事業所B支店への異動日は、昭和51年9月1日となっているところ、A事業所健康保険組合が保管する健康保険被保険者名簿により確認できる異動日は同年8月1日となっており、A事業所の現在の担当者は、「健康保険組合の記録によれば、昭和51年8月1日に異動したとされており、おそらく、同年9月1日付けの発令よりも前に異動したものとする。」と回答していることから、同事業所B支店における資格取得日は同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所健康保険組合における昭和51年8月の健康保険被保険者名簿の記録及び同事業所B支

店における同年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年10月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月9日から同年11月29日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得たが、申立期間当時、A事業所B店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所が名称変更）から提出された人事記録によると、申立人は、申立期間において、D職としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所E店（申立期間当時、B店は厚生年金保険の適用事業所となる前であったため、E店として厚生年金保険に加入していた。）の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名であり、生年月日のうち年及び日が申立人と同じである記録が確認でき、当該記録では、被保険者資格の取得日が昭和38年10月9日で、喪失日が同年11月29日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が、同時期にA事業所B店に赴任していたと記憶している複数の同僚は、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる被保険者資格の取得日と同日（昭和38年10月9日）にA事業所E店において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、「申立人はD職としてB店に勤務していた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人がA事業所E店において、昭和38年10月9日に被保険者資格を取得し、同年11月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保险事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所E店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び申立期間②のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成10年10月1日から11年10月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで  
② 平成9年11月1日から11年10月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせを確認したところ、A事業所に係る申立期間①及び②の標準報酬月額について事実と異なることを知った。

申立期間①及び②について、給与額は120万円だったので、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の平成8年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する59万円と記録されていたところ、10年6月23日付けで、9年7月の随時改定及び同年10月の定時決定を取り消した上で8年11月に遡って11万円に引き下げられていることがオンライン記録において確認できる。

また、申立期間②のうち、平成9年11月から10年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初申立人が主張する59万円と記録されていたとこ

る、10年6月24日付けで、9年11月1日に遡って11万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本から、取締役であったことが確認できるが、同社の専務取締役で社会保険事務担当者であった者は、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、これを解消する策として、社会保険事務所との話し合いの上、遡及訂正処理に至った。申立人は役員だったが、社会保険事務に携わっておらず、標準報酬月額 of 訂正処理には関与していない。」との回答を得た。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月23日及び同年同月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実即しとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、申立期間①及び申立期間②のうち、9年11月から10年9月までの期間については、59万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の標準報酬月額については、次期の定時決定（平成10年10月1日）で11万円と記録されているところ、当該処理については社会保険事務所が事実即さない届出であると認識していたとはうかがえず、不合理な処理であったとは言えない。

申立期間②のうち、平成10年10月から11年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録では11万円と記録されているところ、申立人は、A事業所において役員として勤務していたので、当該期間に減給はされていないと主張しているが、オンライン記録上の標準報酬月額（11万円）は、9年10月における定時決定時の標準報酬月額（59万円）と比べ明らかに低額である上、申立人が提出した銀行の取引明細のうち、申立期間②の期間に係る当該事業所からの振込額は90万円以上であることが確認でき、定時決定時である9年10月の振込額と当該期間の振込額はおおむね同額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人は、平成10年10月から11年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された銀行の取引明細の給与振込額及び事業主は、「標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、59万円とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成10年10月から11年9月ま

での標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げた保険料を納付していたことを認めていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1638 (事案 348 及び 562 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月23日から41年4月1日まで  
② 昭和44年11月28日から45年11月28日まで

A事業所及びB事業所(A事業所が名称変更)に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない、との通知を受けたが、申立期間①当時の事業主による証明書を提出するので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月13日付け及び同年8月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間①について、今回の再々申立てに当たり、A事業所の事業主から、申立期間①後に申立人に経営を譲渡した旨の証明書が提出されたため、上述の事業主に照会したところ、「申立期間①において、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除していた。」との回答を得た。これにより、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、事業主の回答及び申立人に係るA事業所における昭和38年12月のオンライン記録から2万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主は昭和 39 年 1 月 23 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②に係る申立てについては、i) C 市で管理している国民健康保険の加入記録によれば、申立人は同市において、昭和 45 年 3 月 30 日に国民健康保険に加入したことが確認できること、ii) 申立人が提出した写真について、申立人は、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 44 年 11 月 28 日より後の期間に B 事業所内で撮影したとしており、B 事業所は存続していた可能性はあるものの、これらの写真をもって、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②について、申立人は、再申立てに際して新たな資料や証言の提出も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1377 (事案 540 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 46 年頃、市役所に行った時に職員に勧められて国民年金に加入した。この頃から 2、3 年の期間に 3 回に分けて 8 万円の保険料を納付した。しかも、59 歳だった平成 11 年又は 12 年頃に社会保険業務センター(当時)で年金相談を受けた時に 3 回に分けて保険料を納付した記録を確認してもらっている。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が主張する国民年金保険料の納付金額及び納付方法は、当時の状況と一致せず不自然であること、ii) 申立人は、59 歳頃に社会保険業務センターで自身の年金を確認した時に自身の主張のとおり納付されていることを確認したと述べているが、主張を裏付ける資料も無く、同年以降に記録が消失したような形跡も見られないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに前回提出したのとは別の年金手帳を提出し、同手帳に記載された生年月日の誤りを訂正したことがあるため、この誤りが原因で自身の年金記録に過誤が生じたのではないかと主張しているところ、生年月日の誤り等も考慮して再度調査を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1378

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月 30 日まで勤務していた会社の労務担当者から退職時に国民年金の加入手続等が記載された文書を渡され説明を受けた。退職後は、その指示に従い、すぐに市役所へ赴き手続を行った。保険料納付については、口座振替による納付であったと記憶している。就職や退職等による年金に係る種別の変更はその都度行っており、保険料も将来のため、必ず納付しなければとの意識は常にあったので、申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 4 月 30 日まで勤務していた会社を退職する時に、会社の労務担当者から渡された国民年金加入手続の説明文書に従い、市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 6 月 10 日に払い出されたものであり、これ以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、ii) オンライン記録上、62 年 9 月 3 日に申立人の国民年金被保険者資格（第 3 号被保険者）の取得日が 61 年 4 月 1 日から 62 年 6 月 16 日に訂正されていること、iii) 申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者は、申立人と同様 61 年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得しており、それまでは配偶者が厚生年金保険被保険者のため国民年金への加入は任意であり、かつ未加入であったとされていることから、申立人は、同年 6 月頃、前後の国民年金手帳記号番号の者と同じく、同年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を初めて取得した（それまでは国民年金に未加入）ものとされたが、その後、申立人が同年 4 月から 62 年 6 月 16 日まで厚生年金保険被保険者であったことが

判明したため、62年9月3日に上記のとおり被保険者資格の取得日が訂正されたものと考えられる。

また、申立人は、上記昭和61年6月に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、任意加入の対象となる申立期間について遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時の事務処理として、昭和61年4月の改正法施行に備え、「国民年金任意加入被保険者現況届書」を同年1月31日までに提出することにより第3号被保険者とされ、同年5月には「国民年金第3号被保険者該当通知書」が送付されていたものと考えられるところ、申立人については上記のとおり、同年4月1日付けで初めて国民年金被保険者資格（第3号被保険者）を取得したと考えられ、これに伴う国民年金手帳記号番号が同年6月10日になって払い出されていることからみても、申立人は、申立期間当時、上記改正法施行に備えた事務処理の対象となる任意加入被保険者には該当しておらず国民年金に未加入であったことがうかがえる。

加えて、申立人が所持する年金手帳でも申立期間は未加入期間とされている上、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿でも、申立期間は未加入とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人は申立期間の保険料を毎月納付しに行った記憶は無く、口座振替で納付したと思うとするのみで保険料納付に係る記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1379

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料が免除された申立期間について、夫婦一緒に追納したと記憶しているので、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、免除されていた申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているところ、追納を行ったとするその妻は、追納を行った時期も追納した金額についても明確な記憶は無いとしていることから追納の状況は不明であり、申立期間について追納を行ったことを推認することは困難である。

また、申立人は、追納に係る納付書が届いたので納付したとするものの、追納を行う場合にその前提となる追納の申出を行った記憶は無いとしており、オンライン記録上も、申立期間に係る保険料の追納申出があった記録や申出が承認された記録は見当たらず、申立人に対して申立期間に係る追納の納付書が発行されたことはうかがえない。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間に係る保険料は免除されており、当該期間の追納があったことはうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料が免除された申立期間について、夫婦一緒に追納したと記憶しているので、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除されていた申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているところ、追納を行った時期も追納した金額についても明確な記憶は無いとしていることから追納の状況は不明であり、申立期間について追納を行ったことを推認することは困難である。

また、申立人は、追納に係る納付書が届いたので納付したとするものの、追納を行う場合にその前提となる追納の申出を行った記憶は無いとしており、オンライン記録上も、申立期間に係る保険料の追納申出があった記録や申出が承認された記録は見当たらず、申立人に対して申立期間に係る追納の納付書が発行されたことはうかがえない。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間に係る保険料は免除されており、当該期間の追納があったことはうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月4日から同年3月6日まで

(A船舶所有者B船舶)

年金事務所に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。船員手帳の記録から、申立期間に船員として勤務していたことは明らかなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、A船舶所有者B船舶で、船長として、昭和39年1月4日に雇入れ、同年3月6日に雇止めの記録が確認できることから、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと述べているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入したことにならない。

また、船員保険法は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者を被保険者としており、同法第1条では、船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り込む船長及び海員並びに予備船員をいうと定められているところ、申立人及び同僚は、「B船舶は外国籍の船舶だった。」と述べている上、C省D局に照会したところ、「A船舶所有者のB船舶又は当該船舶と総トン数が一致する船舶は、日本船舶又は日本船舶以外のC省令に

定める船舶として確認できない。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、船員法第1条に規定する船員ではなかったものと推認できる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が一緒にB船舶に乗り組んだと記憶する同僚及び当該同僚と一緒に当該船舶に乗り組んだと記憶する者についても、申立期間において、船員保険の被保険者記録は確認ができない。

なお、A船舶所有者は解散しており、申立期間当時の当該船舶所有者の役員とは連絡が取れないことから、申立期間後の当該船舶所有者の役員に照会したが、「申立期間当時の資料は無く、申立期間当時の船員保険の適用等については分からない。」と回答しており、船員保険の適用及び船員保険料控除の状況について、証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 8 日から 40 年 2 月頃まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で勤務していたことは確かであり、入社の数日後に厚生年金保険被保険者証を提出した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が述べるA事業所での具体的な勤務状況及び元従業員の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「当時は、入社と同時に従業員を厚生年金保険に入れておらず、ある程度様子を見てから加入手続を行っていたと思う。」と回答している。

また、申立人が、自分が入社したときには既に勤務していたとする複数の元同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 39 年以降に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該元同僚の一人は、「会社は、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと思う。自分も入社した後、しばらくの間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、A事業所の元従業員が提出した給料支払明細書から、当該元従業員は厚生年金保険の資格取得日より前から勤務していたことが確認できるものの、入社月から厚生年金保険の資格取得月より前までの期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 38 年 8 月 5 日から 40 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、

申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1641

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 45 年 5 月まで

(A事業所)

② 昭和 52 年 2 月から 54 年 2 月 26 日まで

(B事業所)

年金事務所に照会を行ったところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

A事業所及びB事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚等の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「申立期間当時は、ある程度様子を見てから、厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、申立期間当時のA事業所の経理担当者は、「社会保険料の金額が合わなかったという記憶がないし、帳簿は税理士も確認しているので、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と証言している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 11 月 26 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に健康保険番号の欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、B事業所の元事業主及び複数の同僚の証言から、申立期間において、勤務期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所の元事業主は、「試用期間を設け、定着を確認してから、社会保険に加入させていた。社会保険に加入する時は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に同時加入していた。」と回答しており、申立人のB事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者記録と同日の昭和54年2月26日となっていることが確認できる。

また、上述の元事業主は、「経理は厳しく管理していたので、厚生年金保険の処理も被保険者のみ給与から保険料を控除し、被保険者でない者から保険料を控除するようなことはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 11 日から 43 年 9 月 9 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないと回答を得た。A事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 40 年 1 月 21 日から 44 年 3 月 1 日までA事業所に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A事業所は、当該事業所が保管する社会保険事務所（当時）の昭和 42 年 6 月 13 日付け受付印が確認できる申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険事務所の 43 年 10 月 25 日付け確認印が確認できる同資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、42 年 6 月 11 日に資格を喪失し、43 年 9 月 9 日に資格を再取得していることが確認できることから、申立期間においては、申立人は厚生年金保険の被保険者でなく、申立人の給与から保険料を控除していないと回答している。

また、A事業所の総務課長代理は、「厚生年金保険に加入していれば、雇用保険にも加入している。」と証言しており、申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 42 年 6 月 11 日に資格喪失後、同年同月 13 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1643

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 3 月 11 日から同年 6 月 21 日まで  
③ 昭和 39 年 7 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間①についてA事業所、申立期間②についてB事業所及び申立期間③についてB事業所あるいはC事業所において勤務していたので、申立期間①から③までの各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所に係る現在の社会保険事務担当者及びその前任の担当者は、「申立期間①当時、A事業所は正社員以外に臨時工、期間工及びアルバイトといった勤務体系があったが、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人の業務内容から判断すると、申立人は正社員ではなかったと思われる。」と述べている。

また、申立人が、「申立期間①当時、既にA事業所に在籍し、昭和 34 年 4 月に私を当該事業所に紹介した。」とする複数の者に係る厚生年金保険の記録をみると、いずれも申立人が入社したとする昭和 34 年 4 月以降に資格取得しており、そのうち1名の資格取得日は申立期間①よりも後に確認できることから、A事業所は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させているとは限らないことがうかがわれる。

申立期間②について、同僚の証言から申立人がB事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B事業所（現D事業所）の社会保険事務担当者は、「申立期間②において、申立人の職種は、3か月程度、期間契約社員として雇い入れ、期間契約終了後に正社員として厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

また、B事業所の同僚に照会したところ、「入社日と厚生年金保険の被保険者の資格取得日の間には、期間が空いている。」としており、B事業所は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させているとは限らないことがうかがわれる。

申立期間③について、雇用保険の加入記録より、申立人はC事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、C事業所（現E事業所）の社会保険事務担当者は、「申立期間③において、申立人の職種は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていないと考える。」と述べている。

また、オンライン記録によれば、申立人と同時期にB事業所からC事業所に転職したとする複数の同僚のC事業所における資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

さらに、上述の複数の同僚は、「C事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 4 日から 33 年 1 月 1 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 34 年 9 月 5 日から 36 年 1 月 1 日まで  
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A 事業所及び B 事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地に A 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、A 事業所があったとされる所在地にある商工会及び同業者からは、「申立期間①当時、A 事業所と思われる事業所は存在したが、その事業所は個人商店のようだった。」との回答を得るにとどまり、A 事業所における厚生年金保険の適用等について確認することはできなかった。

さらに、申立人が A 事業所での同僚と記憶する者は、オンライン記録において該当すると思われる者を特定することができなかった。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地に B 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、B事業所と類似する名称の事業所の商業登記の記録が確認できたものの、当該事業所の現事業主に照会したところ、「申立期間②当時は父親が経営していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思われる。現在も当店は厚生年金保険には加入していない。」と回答している。なお、オンライン記録では、当該事業所名での厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

さらに、オンライン記録では、申立人は、申立期間中の昭和35年10月1日に、国民年金に準備加入していることが確認でき、申立期間後の45年3月16日に他事業所で初めて厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1645（事案 1134 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 7 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間はA事業所に工務員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間については適用事業所となっていないことが確認できること、ii) B事業所（A事業所の後継事業所）にて保管している申立人に係る人事記録によれば、申立人の入社日（昭和 19 年 1 月 7 日）から同年 7 月 24 日までの間は事務員であった旨が記載されており、申立期間のうち、当該期間については、厚生年金保険（労働者年金）の加入対象職種ではなかったこと、iii) B事業所は、昭和 19 年 7 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人から厚生年金保険料を控除したかは、不明と回答していること、iv) 申立人の厚生年金保険料の納付については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から、昭和 19 年 10 月 1 日からであったことがうかがわれることから、既に平成 22 年 7 月 16 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「A事業所には昭和 19 年 1 月 7 日から勤務しており、私が所持している厚生年金保険被保険者証には同年 6 月 1 日に資格を取得したことが記載されているのに、年金記録は同年 10 月 1 日からとなっていることに納得がいかない。」として再申立てを行っている。

しかし、再申立てに際して新たに提供された関連資料及び周辺事情は無く、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1646 (事案 656 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の申立期間に係る標準報酬月額が、事業所の全喪後に最高等級から 9 万 2,000 円に減額訂正されているので訂正前の標準報酬月額に戻してほしいとの申立てを行ったが、申立期間について記録の見直しは認められないとの通知を受けた。

再申立てに当たって、新たな資料等はないが、標準報酬月額の減額に同意した覚えがないので、記録を見直ししてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁(当時)の記録から、A事業所は、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 4 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に遡って減額訂正されたことが確認できるが、i) 閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できること、ii) 申立人は、「会社を閉鎖するときに、社会保険事務所(当時)の職員に来てもらったが、標準報酬月額の見直し処理についての話は聞いていないし、代表者印を押した覚えもない。」としているが、「社会保険関係の届出は全て社長である私が目を通して代表者印を押した。代表者印は社長室の金庫の中に入れて管理しており、私以外の者が代表者印を押すことはなかった。」とも述べていること、iii) 申立人は、「会社を閉鎖した平成 11 年 3 月 15 日以後は、会社に社員はいなかった。」と述べており、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成 11 年 4 月 7 日時点で在籍していたのは申立人のみであったことがうかがわれること、iv) オンライン記録より、申立人の特別支給の老齢厚生年金について、裁定が行われた平成 11 年 5 月 13 日に標準報酬月額の減額訂正に伴って在職者支

給停止率に変更されたことが確認できることから、申立人は、A事業所代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えるのが自然であり、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら当該減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできないとして、既に、平成 21 年 10 月 16 日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る再申立てに際して、標準報酬月額の減額に同意した覚えがないとする以外に、申立人から新たに提出された関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 2 日から 33 年 12 月 29 日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 12 月 29 日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者 21 名のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた2名を除く 19 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 11 名について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 34 年 2 月 17 日に支給決定されており、事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1648 (事案 1282 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 4 日から 39 年 5 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金は受給していないので、改めて申立てを行いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 7 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給できることは知らず、もらった記憶は無いとして、再申立てをしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで  
② 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」で確認できるA事業所における申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、実際に得ていた給与額と比較して低くなっているため、申立期間①及び②における標準報酬月額を、実際の報酬に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「毎年4月に昇給していたので、標準報酬月額が下がっていることが納得できない。」と主張しているものの、申立期間①に係る給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所は、「申立人に係る申立期間①の標準報酬月額は、国の記録どおりの届出をしており、当該標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のうち、低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、平成4年1月1日から5年12月31日までの期間について、A事業所が提出した平成4年分及び5年分源泉徴収簿兼賃金台帳に記入されている報酬の総額から、当該期間の一部について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、A事業所は、「申立人に係る申立期間②の標準報酬月額は、国の記録どおりの届出をしており、当該標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月27日から33年12月12日まで  
② 昭和37年7月1日から40年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

申立期間①について、申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月12日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者28人のうち、資格喪失後1か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた5人を除く23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約4か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年4月13日に支給決定されており、事務処理に不自然さはうかがえない。

申立期間②について、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間②の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和40年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。